

第34回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会  
予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会

資料  
1

2026(令和8)年6月19日

## 令和9年度からの定期接種について（報告）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 広く接種を促進する疾病・ワクチンに関する検討の進め方について

国は、予防接種施策の推進の科学的根拠として、ワクチンの有効性、安全性及び費用対効果に関するデータ並びに学術論文等について可能な限りJHISと連携して収集を行い、客観的で信頼性の高い最新の科学的知見に基づき、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会及び同分科会に設置された三つの部会（以下「分科会等」という。）で審議を行い、意見を聴いた上で、標準化された透明性のあるプロセスにおいて、予防接種施策に関する評価及び検討を行う。（略）また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の製造販売承認は得ているが、定期の予防接種に位置付けられていないワクチンについても、分科会等の意見を聴いた上で、定期の予防接種に位置付けることについて評価及び検討を行う。【予防接種に関する基本的な計画 第一より】

## 基本的な検討の進め方

### ワクチン評価に関する小委員会

1. 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方について、評価項目や評価の方法等を含めた医学的・科学的な視点から議論を行うとともに、各疾病・ワクチンについて、予防接種法の定期接種に位置付けるかどうかの考え方の整理。
2. 提出されたファクトシートを下に、専門的知見を有する参考人を招聘して協力を得つつ、基本方針部会に提出する報告書の作成に必要な論点及び追加作業等を整理しながら作業を進める。

⑥ 小委員会報告

### 予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会

- ☆ 予防接種法の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理。
- ☆ 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議。

⑦ 基本方針部会決定

### 予防接種・ワクチン分科会

- ☆ 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議。

⑧ 分科会決定

任意接種として疫学情報等を引き続き収集

**広く接種を促進することが望ましいことの決定**

ファクトシート作成後はできるだけ速やかにワクチン評価に関する小委員会を開催

(⑤ 報告)

(④ 提案・指示)

(追加の必要があれば)事務局等において科学的知見の収集

協力

③ 報告

研究班等

① 論点整理等

- ・ 広く接種を促進することの是非について検討を行う。
- ・ 評価、検討に必要な具体的な論点や科学的知見の収集方針について、ワクチン評価に関する小委員会が可能な限り具体的な指示。

国立健康危機管理研究機構（JHIS）にファクトシートの作成依頼

② 依頼

国立健康危機管理研究機構（JHIS）等において6カ月を目処に作成

# WHO推奨予防接種と世界の小児等に対する公的予防接種実施状況 （「ワクチン・ギャップ」の解消）

- 令和8年5月現在、「ワクチンギャップ」はほぼ解消されており、残るムンプス（おたふくかぜ）のワクチンについては、新たなMMRワクチンが令和8年5月に薬事承認されたところ。

WHO推奨予防接種 <sup>注1</sup>	日本における定期接種		英国	米国	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ
	平成24年度時点 <sup>注2</sup>	令和8年5月現在						
<b>全ての地域に向けて推奨</b>								
RSウイルス感染症（小児）（2025年追加） <sup>注3</sup>	×	○	○	○	○	○	○	○
B C G（結核）	○	○	△	○	×	△	×	×
B型肝炎	×	○	○	○	○	○	○	○
ポリオ	○	○	○	○	○	○	○	○
D T P含有ワクチン （D：ジフテリア・T：破傷風・P：百日せき）	○	○	○	○	○	○	○	○
H i b（インフルエンザ菌b型）	×	○	○	○	○	○	○	○
肺炎球菌（小児）	×	○	○	○	○	○	○	○
ロタ	×	○	○	○	○	○	○	○
麻しん	○	○	○	○	○	○	○	○
風しん	○	○	○	○	○	○	○	○
HPV	×	○	○	○	○	○	○	○
<b>限定された地域に向けて推奨</b>								
日本脳炎	○	○	×	×	×	×	×	×
<b>国ごとの予防接種計画に基づいて実施するよう推奨</b>								
ムンプス（おたふくかぜ）	×	※	○	○	○	○	○	○
水痘	×	○	○	○	○	△	○	○
季節性インフルエンザ <sup>注4</sup>	○	○	○	△	○	○	○	○

○：公的予防接種として実施（日本においては定期接種）    ×：未実施（評価中）    △：ハイリスク者等のみ  
接種年齢や回数については厳密にWHO推奨のプログラムに合致するかは問わず、あくまで公的予防接種として実施している場合に○とした。

注1：WHO Summary of WHO Position Papers - Recommendations for Routine Immunizationより引用。

注2：いわゆる「ワクチン・ギャップ」について指摘された、予防接種制度の見直しについて（第二次提言）（平成24年5月23日）の作成時点。

注3：妊婦に対する組換えRSウイルスワクチン又は乳児に対する抗RSウイルスヒトモノクローナル抗体製剤のいずれかを公的予防接種として実施している場合に○と記載している。

注4：米国、カナダは全年齢。英国、フランス、イタリアは子どもと高齢者。他国は高齢者のみ。

※ 乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチンが令和8年5月に薬事承認された。

## 定期接種化について検討している予防接種の主な検討状況（令和8年5月時点）

- 令和8年5月時点の、審議会において定期接種化を検討している予防接種の主な検討状況は以下のとおり。
- 令和7年度に引き続き、複数の予防接種の定期接種化について審議会において同時に検討を行っている状況。

予防接種	現在の主な検討状況
おたふくかぜワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年5月にMMRワクチンが薬事承認された。</li> <li>● 第26回ワクチン小委（令和6年6月20日）において国立感染症研究所に対してファクトシートの追記や修正を依頼し、完成したファクトシートを踏まえて改めて議論を行うこととしている。</li> </ul>
高齢者に対する肺炎球菌ワクチン（PCV21）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PCV21が令和7年8月に高齢者に対して薬事承認された。</li> <li>● 第33回ワクチン小委（令和8年2月26日）において、高齢者の肺炎球菌感染症のファクトシートの追記や修正を依頼しており、完成したファクトシートを踏まえて改めて議論を行うこととしている。</li> </ul>
RSV抗体製剤（新生児・乳児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和6年3月に重症化リスクの高い児及び生後初回のRSV流行期のすべての新生児及び乳幼児等に対して薬事承認された。</li> <li>● 令和8年1月の基本方針部会において、抗体製剤を予防接種法上の予防接種に用いる医薬品の一つに位置づけることについての議論が開始され、令和8年4月の基本方針部会において、提言がとりまとめられた。</li> </ul>
HPVワクチンの男性への接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和7年7月に9価HPVワクチンの男性の肛門癌及びその前駆病変、尖圭コンジローマに対する効能又は効果が承認された。</li> <li>● 第31回ワクチン小委（令和7年9月）において、HPVワクチンの男性接種に係る費用対効果については、公的医療の立場からの分析を基本としつつ、公的医療の立場からの費用対効果の評価に含まれないHPVワクチンの男性接種による費用や効果等については、今後の定期接種化にかかる検討過程において、必要に応じて議論を行うこととする。また、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンファクトシート追補版作成時にHPVワクチンの男性接種の費用対効果について検討したモデルをより精緻なものとするために必要なエビデンスや、ダイナミックモデルを構築するために必要な信頼性の高い国内データについて情報収集を行うこととされた。</li> <li>● 令和6年3月にヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンファクトシート追補版を作成している。</li> </ul>
造血幹細胞移植後の予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成28年の地方分権改革提案時に、長岡市等から要望があったこと等を踏まえ、第24回基本方針部会（平成30年10月）や第37回基本方針部会（令和元年1月）において議論を行っている。</li> </ul>

## これまでの議論のまとめ（小括）

- WHOが推奨し、諸外国において導入されているが、日本において定期接種となっていない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」への対応として、複数の予防接種が定期接種化され、概ね解消している。
- 現在、複数の予防接種の定期接種化について審議会において同時に検討を行っている。また、複数の予防接種の研究・開発が進められており、今後も新たに定期接種化についての議論を行う予防接種が複数出てくることが想定される。
- 令和9年度以降の定期接種化の議論の進め方について、このような現状を踏まえた検討が必要。

### まとめ

#### 【令和8年5月時点における「ワクチン・ギャップ」の状況】

- ・ 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会により予防接種制度の見直しについて（第二次提言）（平成24年5月）が提出され、世界保健機関が推奨しているワクチンの一部が予防接種法の対象となっておらず、他の先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない等、いわゆる「ワクチン・ギャップ」が指摘された。
- ・ その後、平成26年3月に予防接種に関する基本的な計画（厚生労働省告示第121号）を策定し「ワクチン・ギャップ」の解消を掲げて以降、複数のワクチンが定期接種化され、概ね解消している。
- ・ 残るムンプス（おたふくかぜ）のワクチンについては、審議会において定期接種化に関する議論が行われており、今般、新たなMMRワクチンが令和8年5月に薬事承認されたところ。

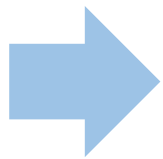
#### 【新たな予防接種の審議会における検討状況及び研究・開発状況】

- ・ 現在、おたふくかぜワクチン、高齢者に対する肺炎球菌結合型ワクチン、RSV抗体製剤、HPVワクチンの男性接種、造血幹細胞移植後の予防接種等、複数の予防接種の定期接種化について審議会において同時に検討を行っている。
- ・ また、複数の予防接種の研究・開発が進められており、今後も新たに定期接種化についての議論を行う必要がある予防接種が複数出てくることが想定される。
- ・ 今後の予防接種制度全体の見直しにあたっては、このような状況も踏まえて検討が行われていくことが想定されるが、制度全体の見直しの議論に先立ち、まずは令和9年度以降の定期接種化の議論の進め方について、現状を踏まえた検討が必要。

# 各審議会における審議内容について

- 令和8年度からの定期接種化についての審議においては、ワクチン評価に関する小委員会における科学的知見についての評価を踏まえた具体的な接種プログラムの推奨を踏まえ、予防接種基本方針部会において接種プログラムを決定した。
- 令和9年度以降においては、予防接種行政を取り巻く状況の変化を踏まえ、ワクチン小委員会において、引き続き、定期接種に位置付けることの妥当性や接種対象年齢等を絞ったプログラムについてのとりまとめることが適切か検討が必要。

審議会	令和8年度からの定期接種化についての主な審議内容
ワクチン評価に関する小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価対象の予防接種に係る、疾病負荷、ワクチンの有効性、安全性、費用対効果といった科学的知見に対して評価を行った。</li> <li>・ 上記の評価を踏まえ、評価対象の予防接種に対して、主に以下の評価等を行った。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 接種対象年齢等の具体的な運用については、引き続き基本方針部会等において制度上の検討が必要としつつも、<b>予防接種法上の定期接種に位置付けることが妥当である旨について評価を行った。</b></li> <li>② <b>対象年齢等についても、具体的なプログラムを絞って妥当性について評価した場合もあった。</b></li> <li>③ 予防接種法上の疾病分類を念頭に、評価対象の予防接種を定期接種として実施する際の目的について科学的観点から検討を行った。</li> </ol> </li> </ul>
予防接種基本方針部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小委員会報告等を踏まえ、予防接種法上の疾病分類、定期接種の対象者、用いるワクチン、定期接種の開始時期等について議論を行い、<b>接種プログラムを決定した。</b></li> </ul>
副反応検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種基本方針部会等において、令和8年度からの定期接種化の方針が決定された予防接種に対して、副反応疑い報告基準等について議論を行った。</li> </ul>
予防接種・ワクチン分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種基本方針部会、副反応検討部会等における議論を踏まえ、評価対象の予防接種の定期接種化について議論を行ったとともに、関連する予防接種法関係政省令について諮問を行った。</li> </ul>



- 今後、定期接種化についての議論を行う必要がある予防接種が複数出てくることが想定される中で、接種プログラムの決定にあたっては、科学的知見のみならず、予防接種に関する基本的な計画において記載されている様々な観点や、自治体の事務負担・財政への影響等を念頭においた検討を行う必要があることから、医学的・科学的な視点からの議論を行うこととされているワクチン評価に関する小委員会で、引き続き、予防接種法上の定期接種に位置付けることの妥当性や、接種対象年齢等を絞った具体的なプログラムについてのとりまとめまで行うことが適切かどうかについて検討が必要。

## 令和9年度からの定期接種化に係る審議会における検討プロセスについて

## 今後の方針

- 審議会において、最速で令和9年度からの定期接種化を行う予防接種について、複数同時に検討いただいている一方で、仮にワクチン評価に関する小委員会における科学的観点からの議論において、定期接種に導入する科学的意義について一定程度認められた場合であったとしても、予防接種に関する基本的な計画で示された観点や、定期接種の実施主体である自治体の事務負担・財政への影響等の観点から、全ての予防接種を令和9年度から定期接種化することが適切ではない可能性が想定される。
- こうした状況を踏まえ、令和9年度からの定期接種化に係る審議会における検討プロセスについては以下のとおりに変更する。

審議会	令和9年度からの定期接種化についての審議内容
ワクチン評価に関する小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>評価対象の予防接種に係る、<b>疾病負荷、予防接種の有効性、安全性、費用対効果といった科学的知見に対して評価を行う。</b></u></li> <li>・ 上記の評価を踏まえ、評価対象の予防接種に対して、主に以下の評価等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u><b>広く接種を促進することについて、科学的観点からの意義を総合的に評価する。</b></u></li> <li>② 定期接種化に係る検討に必要な具体的な論点や、科学的知見の収集方針等について主に技術的な観点から整理を行う。</li> </ul> </li> <li>・ 令和8年度からの定期接種化についての議論では行っていた、<u><b>予防接種法上の定期接種に位置付けることの妥当性の評価については、小委におけるとりまとめには基本的に含めない。</b></u></li> <li>・ 接種年齢等の具体的なプログラムについて評価を行う場合も、<u>必ずしもプログラムを絞りきらない形で評価を行うことを基本とする。</u></li> </ul>
予防接種基本方針部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u><b>小委員会報告等を踏まえ、令和9年度からの定期接種化を行う予防接種を選定する。</b></u></li> <li>・ 選定された予防接種について、予防接種法上の疾病分類、定期接種の対象者、用いる予防接種、定期接種の開始時期等について議論を行い、具体的な接種プログラムを決定する。</li> </ul>
副反応検討部会 予防接種・ワクチン分科会	変更なし

# 参考資料



# 予防接種行政に関する審議会・審査会について

## 厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会

1. 予防接種及びワクチンに関する重要事項の調査審議
2. 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理

### 予防接種基本方針部会

### ワクチン評価に関する小委員会

1. 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理（副反応検討部会に属するものを除く）
2. 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議

### 研究開発及び生産・流通部会

### 季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの製造株について検討する小委員会

1. ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項の調査審議

### 副反応検討部会

1. 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理（副反応報告に係る事項に限る）
2. 予防接種による副反応に関する重要事項を調査審議

## 疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会

1. 予防接種と疾病、障害、死亡との因果関係に関する審議
2. 予防接種による健康被害（障害）の状態についての等級に関する審議

### 新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会

1. 新型コロナウイルス感染症の予防接種と疾病、障害、死亡との因果関係に関する審議
2. 新型コロナウイルス感染症の予防接種による健康被害（障害）の状態についての等級に関する審議

## (参考) 令和8年5月現在の予防接種法上の定期接種に用いるワクチンについて

- 令和8年5月現在の予防接種法上の定期接種に用いるワクチン及びそのワクチンが予防接種法上の定期接種に用いるワクチンとして位置づけられた年月日は以下のとおり。

	対象疾病	定期接種に用いるワクチン（追加年月日）	
A 類 疾 病	B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン（平成28年10月）	
	ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（令和2年10月） 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（令和2年10月）	
	小児の肺炎球菌感染症	沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15）（令和6年4月） 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）（令和6年10月）	
	ジフテリア・百日せき 急性灰白髄炎（ポリオ） 破傷風・Hib感染症	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（5種混合ワクチン）（令和6年4月） 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（4種混合ワクチン）（平成24年11月） 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（3種混合ワクチン）（平成20年4月） 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DTトキソイド）（平成6年10月） 不活化ポリオワクチン（平成24年11月） 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（Hibワクチン）（平成25年4月）	
	結核（BCG）	経皮接種用乾燥BCGワクチン（昭和42年4月）※1	
	麻しん・風しん	乾燥弱毒生麻しんワクチン（平成18年6月） 乾燥弱毒生風しんワクチン（昭和52年8月） 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（平成18年4月）	
	水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン（平成26年10月）	
	日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（平成21年6月）	
	ヒトパピローマウイルス感染症	沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（9価HPVワクチン）（令和5年4月）	
	RSウイルス感染症	組換えRSウイルスワクチン（ただし、妊婦への能動免疫により出生した児のRSウイルス感染の予防に寄与するワクチンに限る。）（令和8年4月）	
	B 類 疾 病	インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン（平成13年11月）※2
		新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和6年9月） 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和6年9月）
高齢者の肺炎球菌感染症		沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）（令和8年4月）	
帯状疱疹		乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（令和7年4月） 乾燥弱毒生水痘ワクチン（令和7年4月）	

※1 経皮接種用乾燥BCGワクチンの追加年月日は結核予防法施行規則（昭和26年厚生省令第26号）に追加された年月を示している。

※2 高用量インフルエンザHAワクチンを令和8年度から定期接種化する方針について第64回予防接種・ワクチン分科会において了承されたが、令和8年5月現在では本件に係る予防接種法政省令の諮問を行っていないため、ここでは記載していない。

# (参考) 令和8年5月現在の予防接種法上の定期接種の対象者等について

- 令和8年5月現在の予防接種法上の定期接種の対象者及びそれらの対象者が予防接種法上の定期接種の対象者として位置づけられた年月日は以下のとおり。

	対象疾病	定期接種の対象者（最終変更年月日）
A 類 疾 病	B型肝炎	1歳に至るまでの者（平成28年10月）
	ロタウイルス感染症	1価：生後6週から生後24週に至るまでのもの（令和2年10月） 5価：生後6週から生後32週に至るまでのもの（令和2年10月）
	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者（平成25年4月）
	ジフテリア・百日せき 急性灰白髄炎（ポリオ） 破傷風・Hib感染症	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者（令和6年4月） 11歳以上13歳未満の者（ジフテリア・破傷風）（平成6年10月）
	結核（BCG）	1歳に至るまでのもの（平成28年10月）
	麻疹・風疹	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者（平成18年4月） 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者（平成18年4月）
	水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者（平成26年10月）
	日本脳炎	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（平成6年10月） 9歳以上13歳未満の者（平成6年10月）
	ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子（平成25年4月）
	RSウイルス感染症	妊娠28週から37週に至るまで（令和8年4月）
B 類 疾 病	インフルエンザ	65歳以上の者（平成13年11月）※1 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（平成13年11月）
	新型コロナウイルス感染症	65歳以上の者等（令和6年4月） 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（令和6年4月）
	高齢者の肺炎球菌感染症	65歳以上の者等（平成26年10月） 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（平成26年10月）
	带状疱疹	65歳の者等（令和7年4月） 65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者（令和7年4月）

※1 高用量インフルエンザHAワクチンを75歳以上の者に対して令和8年度から定期接種化する方針について第64回予防接種・ワクチン分科会において了承されたが、令和8年5月現在では、本件に係る予防接種法関係政省令の諮問を行っていないため、ここでは記載していない。

# ワクチン行政の概要（全体像）

## 薬事行政

### 承認前

#### 開発・治験

○ 医薬品等の品質・有効性・安全性を確保するための臨床試験の方法等について規制

#### 承認審査

○ 医薬品医療機器総合機構が品質・有効性・安全性を審査  
○ 薬事審議会からの答申を受け、厚生労働大臣が承認

#### 製造

○ 品質確保の観点から、製造業、製造販売業を規制

### 承認後

#### 販売規制

○ 品質等の基準（生物学的製剤基準）の設定と国家検査による品質のダブルチェック  
○ 医薬品等の流通経路（卸売販売業等）の規制等

#### 市販後安全対策

○ 副作用等の情報収集、安全対策の実施

#### 監視指導

○ 不良医薬品等の取締り等

#### 副作用被害救済

○ 医薬品副作用被害救済制度等による給付

## 予防接種行政

### 定期接種化の検討

○ 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する予防接種については、**対象疾病の疾病負荷、予防接種の有効性、安全性、費用対効果等の観点から厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において評価・検討する**。定期接種の対象者等も含めて検討し、決定する。

### 定期接種の実施

- 定期接種の実施主体は市区町村。費用も市町村が負担。（地方交付税措置の他、経済的理由がある場合を除き、実費徴収が可能。）
- 定期接種は主に集団予防や重篤な疾患の予防の観点に重点を置くA類疾病と、主に個人の発病や重症化予防に重点を置くB類疾病があり、疾病分類により公的関与等が異なっている。
  - ・ A類疾病：対象者は定期接種を受ける努力義務 ○ 市町村長の接種勧奨 ○
  - ・ B類疾病：対象者は定期接種を受ける努力義務 × 市町村長の接種勧奨 ×

### 副反応疑い事例の収集

### 予防接種後健康被害救済

- 医療機関等は予防接種による副反応疑いを知ったときは、(独)医薬品医療機器総合機構へ報告。
- 厚生労働大臣は、報告の状況について審議会に報告し、必要に応じて予防接種の適正な実施のために必要な措置を講ずる。
- 副反応疑い報告に係る情報の整理及び調査は(独)医薬品医療機器総合機構に委託可能。
- 予防接種により健康被害が生じた場合には、医療費・医療手当、死亡した場合の補償（死亡一時金等）、障害年金等が支払われる。

※ その他、まん延予防上緊急の必要があるときに実施する臨時の予防接種や、予防接種の適正な実施に関する施策、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する施策、予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策等を実施している。

※ また、予防接種施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**予防接種に関する基本的な計画**等を策定している。

# (参考) ワクチン開発における主なパイプラインリスト (2026年3月時点)

対象又は対象疾患	対象年齢層	開発フェーズ	モダリティ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水痘</li> <li>・麻疹・風しん、おたふく風邪</li> <li>・麻疹・風しん・おたふく風邪・水痘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児</li> <li>小児</li> <li>小児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外P3 (1)</li> <li>国内承認申請中 (1)</li> <li>海外P2 (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ワクチン (1)</li> <li>生ワクチン (1)</li> <li>生ワクチン (1)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・百日せき・ジフテリア・破傷風</li> <li>・百日せき・ジフテリア・破傷風菌・ポリオ</li> <li>・百日せき・ジフテリア・破傷風菌・ポリオ・インフルエンザ菌b型・B型肝炎ウイルスによる感染症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、成人 (妊婦を含む)、高齢者</li> <li>小児</li> <li>小児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内P3 (1)</li> <li>国内P2 (1)</li> <li>国内P3 (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トキソイド、無細胞百日咳成分 (1)</li> <li>不活化ワクチン (1)</li> <li>不活化ワクチン (1)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・RSV感染症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、成人 (ハイリスク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内承認申請中 (2)</li> <li>海外P1 (1)</li> <li>海外P2 (1)</li> <li>国際共同P2 (1)</li> <li>国内P3 (1)</li> <li>国際共同P3 (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>mRNAワクチン (2)</li> <li>組換えタンパクワクチン (3)</li> <li>抗体製剤 (1)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・RSV・hMPV感染症</li> <li>・RSV・hMPV・PIV3感染症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人</li> <li>成人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外P1 (2)、海外P1/2 (1)</li> <li>海外P1 (2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>mRNAワクチン (2)</li> <li>組換えタンパクワクチン (1)</li> <li>mRNAワクチン (1)</li> <li>組換えタンパクワクチン (1)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・B群髄膜炎菌感染症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外P3 (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組換えタンパクワクチン (1)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・肺炎球菌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児 (ハイリスク)、成人、N/A</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外P1 (1)</li> <li>海外P2 (1)</li> <li>国内承認申請中 (1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不活化ワクチン (3)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ (季節性、H5N1、新型コロナ混合等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、成人、高齢者、N/A</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外P1 (4)</li> <li>海外P2 (4)</li> <li>国内P2 (1)</li> <li>国内P3 (2)</li> <li>海外P3 (2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>mRNAワクチン (9)</li> <li>不活化ワクチン (4)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、成人、高齢者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外P2 (1)</li> <li>国内P1 (1)</li> <li>国内承認申請中 (2)</li> <li>国内P3 (3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>mRNA (3)</li> <li>組換えタンパクワクチン (3)</li> <li>不活化ワクチン (1)</li> </ul>

注) 各社へのヒアリングに基づき予防接種種にて作成

( ) に示す数字は開発を行うパイプライン数

# (参考) ワクチン開発における主なパイプラインリスト (2026年3月時点)

対象又は対象疾患	対象年齢層	開発フェーズ	モダリティ
・HPV	小児	国際共同P3 (1)	組換えタンパクワクチン (1)
・サルモネラ感染症・腸チフス	成人	海外P2 (1)	不活化ワクチン (1)
・大腸菌による尿路感染症	成人、高齢者	海外P2 (1)	組換えタンパクワクチン (1)
・クロストリジウム・ディフィシル感染症	N/A	国際共同P3 (1)	組換えタンパクワクチン (1)
・ライム病	N/A 成人	海外P3 (1) 海外P2 (2)	組換えタンパクワクチン (1) mRNAワクチン (2)
・B群溶血性連鎖球菌感染症	成人 (妊婦)	国際共同P3 (1)	不活化ワクチン (1)
・クラミジア	小児、成人	海外P1 (1)	mRNAワクチン (1)
・サイトメガロウイルス	成人 (ハイリスク)	海外P2 (1)	mRNAワクチン (1)
・ノロウイルス	成人	海外P2 (1) 国際共同P3 (1)	mRNAワクチン (2)
・デング熱	小児、成人	海外P2 (1) 海外P3 (1) 海外承認済み、国内P3 (1)	生ワクチン (3)
・A群溶血性連鎖球菌感染症	小児・成人	海外P1 (1)	組換えタンパクワクチン (1)
・黄熱	小児、成人	国内P3 (1)	生ワクチン (1)
・EBウイルス	成人	海外P2 (2)	mRNAワクチン (2)
・エムボックス	成人	海外P2 (1)	mRNAワクチン (1)
・ヒト免疫不全ウイルス	成人	海外P1 (1)	mRNAワクチン (1)
・ニパウイルス	成人	海外P1 (1)	mRNAワクチン (1)